

たかまつ女性活躍促進事業（案）

1 事業概要

市内企業での積極的な女性の活躍促進やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、企業等のトップや管理職等を対象とした各種セミナーを展開するほか、事業主行動計画の策定などを支援するためのアドバイザーを派遣する。

2 実施目的

企業における女性の活躍を推進するため、企業のトップや管理職等への意識改革を促すとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参加を促進し、女性の就業環境の向上を図り、だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現を目指す。

3 基本方針

- (1) 企業等における女性活躍の取組の促進
 - ・企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進（企業表彰及び優良企業の情報発信）
 - ・一般事業主行動計画の策定等を支援するアドバイザーの派遣
 - ・企業経営者や管理職を対象とした「イクボス」研修の促進
 - ・長時間労働の是正や多様な働き方の導入に向けた研修会等の開催
- (2) 仕事と家庭の両立のための環境整備
 - ・両立支援制度の取組が遅れている企業の制度整備
 - ・ワーク・ライフ・バランスに関する意識改革
- (3) 男性の家庭生活への参画を促進する
 - ・男性の家事・育児等の家庭生活への参加の促進（イクメンセミナー等）
- (4) 女性に対する就労支援の充実
 - ・再就職に向けた学習機会の提供
- (5) 女性の参画、登用を促進する
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・管理職を目指す女性の支援（キャリアアップ研修）

4 事業期間

H28 年度～31 年度

5 実施内容

上記基本方針に沿った事業とする。

- (1) 各種セミナーの開催（単発講座を2回、全3回連続講座を1回/年）
- (2) 事業所へのアドバイザー派遣
- (3) 表彰企業の選定（3社/年）

6 実施方法

各事業は、次の概要に沿って実施する。

- (1) 各種セミナーの開催（単発講座を2回、全3回連続講座を1回/年）
両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりを目指すためのセミナーを含むものとする。主には
 - ・中小企業、小規模事業所の経営者等各主体のトップの意識改革
 - ・男性の意識改革

等

- ① 単発講座の開催
 - ・開催日を分けて2回開催すること。
 - ・各回40人程度のセミナーとする。
- ② 連続講座の開催
 - ・セミナーは全3回講座とすること。
 - ・40人程度（原則として3回とも参加可能な者）のセミナーとする。

(2) 事業所へのアドバイザー派遣

事業主行動計画や両立支援制度の取組を支援するアドバイザー派遣

- ① 上記セミナーの活用及び企業個別訪問などにより、事業主行動計画や両立支援制度の取組を進めようとする中小企業を掘り起こす。
- ② 個別にアドバイザーを派遣し、事業主行動計画や両立支援制度の取組に係るきめ細やかな相談・支援を行う。
- ③ 事業主行動計画の策定の働きかけを行い、5社以上策定する。
- ④ 行動計画作成後も時期をおいてフォローアップを行う。
- ⑤ たかまつ女性活躍促進事業企業表彰の周知及び応募の働きかけ

(3) 表彰企業の選定（3社/年）

女性の活躍推進等に向けて優れた取組を行う優良企業の表彰

- ① 従業員数300人以下の企業から募集する。
- ② 企業が女性活躍推進に取り組む対象となるもの
 - ア 女性の活躍や登用に関する具体的な方針（人事方針の策定、数値目標の設定等）がある。
 - イ 女性の活躍や登用に関する具体的な取組及び環境整備を推進している。
 - ウ 女性の管理職比率が上昇している、役員に女性を登用しているなど、各種の取組による成果、実績等がある。
 - エ 女性の活躍や登用に関する現状、方針、取組内容を具体的に開示している。
 - オ その他、女性の活躍や登用に関する先進的な取組を実施している。
- ③ 本市主催の男女共同参画のイベント、セミナーへの参加状況等を勘案して選定する。

7 アンケートの実施及び事業報告

- ・セミナー受講者等について、アンケート調査を実施。
- ・男女共同参画推進懇談会において報告（翌年度）

8 その他

- ・この事業は、国の地域女性活躍推進交付金実施計画書に基づく選定事業であり、女性活躍推進法に基づき、市が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進すること目的とする。